株主各位

第58回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示情報

連 結 注 記 表

個 別 注 記 表

第58期（平成27年10月１日から平成28年９月30日まで）

西尾レントオール株式会社

連結注記表

１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

⑴連結の範囲に関する事項

①連結子会社の数　　22社

主要な連結子会社の名称

サコス㈱
ニシオティーアンドエム㈱
㈱ショージ
㈱三央
㈱アールアンドアール
日本スピードショア㈱
ニシオレントオール神奈川㈱
ニシオレントオール北海道㈱
ニシオワークサポート㈱
㈱新光電舎
SKYREACH GROUP HOLDINGS PTY LTD　他３社
NISHIO RENT ALL SINGAPORE PTE.LTD.
NISHIO RENT ALL (THAILAND) CO.,LTD.
NISHIO RENT ALL (M) SDN.BHD.
NISHIO RENT ALL VIETNAM CO.,LTD.
新トモエ電機工業㈱
山崎マシーナリー㈱
㈱大塚工場
西尾開発㈱

（連結の範囲の変更）

前連結会計年度において非連結子会社でありましたNISHIO RENT ALL VIETNAM CO.,LTD.は、重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

また、平成28年４月１日付で株式を取得したSKYREACH GROUP HOLDINGS PTY LTD及びその子会社を当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

②主要な非連結子会社の名称等

西尾（上海）総合物品租賃有限公司
PT.NISHIO RENT ALL INDONESIA
NISHIO T&M (HONGKONG) CO.,LTD.
SPEED SHORE MALAYSIA SDN.BHD.

（連結の範囲から除いた理由）

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

⑵持分法の適用に関する事項

①持分法適用の関連会社数　　１社

主要な会社の名称

双葉電気㈱

双葉電気㈱は株式取得により、当連結会計年度末より持分法の適用の範囲に含めております。

②持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性が乏しいため持分法の適用範囲から除外しております。

⑶連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、在外連結子会社８社の決算日は６月30日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、各社の決算日現在の計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

⑷会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

（イ）有価証券

満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）によっております。

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法によっております。

（ロ）デリバティブ……時価法によっております。

（ハ）たな卸資産……主として個別法または最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

（イ）有形固定資産（リース資産を除く）……当社及び一部の連結子会社は定率法を採用しております。

なお、当社及び国内連結子会社において平成10年４月１日以降に取得した建物（貸与資産として計上されている建物を含む）及び平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。また、一部の連結子会社については定額法を採用しております。

主な耐用年数は、以下のとおりであります。

貸与資産	２～10年
建物及び構築物	７～50年

（ロ）無形固定資産（リース資産を除く）……定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

（ハ）リース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取決めがある場合は当該残価保証額）とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年９月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③重要な引当金の計上基準

（イ）貸倒引当金……債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により回収不能見込額を計上しております。また、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（ロ）賞与引当金……従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当期対応額を計上しております。

（ハ）役員賞与引当金……役員の賞与の支給に備えるため、当社及び国内連結子会社は、支給見込額の当期対応額を計上しております。

（ニ）役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支給に備えるため、国内連結子会社は、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤重要な収益及び費用の計上基準

（イ）完成工事高及び完成工事原価の計上基準

（ⅰ）当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

（ⅱ）その他の工事

工事完成基準

（ロ）ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

⑥重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産、負債、収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑦重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法……繰延ヘッジ処理によっております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……金利スワップ、為替予約

ヘッジ対象……借入金利息、外貨建金銭債権債務、外貨建予定取引

ヘッジ方針……金融資産及び負債に係る為替変動や金利変動等のリスクを回避すると共に、調達コストの低減を目的としてデリバティブ取引を行う方針であり、投機目的のデリバティブ取引は、行わない方針であります。

ヘッジ有効性評価の方法……ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。特例処理及び振当処理を行っているものは、相場変動及びキャッシュ・フロー変動を相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の判定は、省略しております。

⑧のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間にわたって均等償却を行っております。ただし、金額的に重要性のないものについては発生年度に一括償却しております。

⑨その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の処理方法……税抜方式によっております。

⑸会計方針の変更

①企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年９月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号 平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結計算書類の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項(４)、連結会計基準第44－５項(４)及び事業分離等会計基準第57－４項(４)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類及び１株当たり情報に与える影響は軽微であります。

②平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年６月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響は軽微であります。

⑹表示方法の変更

連結損益計算書

受取手数料……前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「受取手数料」は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

⑺追加情報

（法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は平成28年10月１日及び平成29年10月１日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については32.2%から30.8%に、平成30年10月１日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については32.2%から30.6%に変更されます。

この税率変更による当連結会計年度の連結計算書類に与える影響は軽微であります。

２．連結貸借対照表に関する注記

⑴有形固定資産の減価償却累計額	132,653百万円
⑵貸与資産に含まれるリース資産	24,006百万円
⑶受取手形裏書譲渡高	142百万円
⑷受取手形割引高	27百万円

３．連結株主資本等変動計算書に関する注記

⑴当連結会計年度末日における発行済株式の総数

27,089,764株

⑵剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

平成27年12月18日開催の第57回定時株主総会決議による配当に関する事項

配当金の総額	1,336百万円
１株当たり配当額	50円
基準日	平成27年９月30日
効力発生日	平成27年12月21日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成28年12月20日開催の第58回定時株主総会決議において次のとおり付議いたします。

配当金の総額	1,523百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	57円
基準日	平成28年９月30日
効力発生日	平成28年12月21日

⑶当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

	親会社 第１回2010年度 株式報酬型新株予約権	サコス㈱ 第１回2011年度 株式報酬型新株予約権	親会社 第２回2012年度 株式報酬型新株予約権	サコス㈱ 第２回2012年度 株式報酬型新株予約権	親会社 第３回2013年度 株式報酬型新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	10,500株	8,000株	4,400株	13,150株	1,700株
新株予約権の残高	4百万円	1百万円	4百万円	2百万円	4百万円

	親会社 第４回2014年度 株式報酬型新株予約権	サコス㈱ 第３回2014年度 株式報酬型新株予約権	サコス㈱ 第４回2015年度 株式報酬型新株予約権	親会社 第５回2015年度 株式報酬型新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	1,600株	5,500株	700株	1,700株
新株予約権の残高	5百万円	2百万円	0百万円	4百万円

４．金融商品に関する注記

⑴金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、資金調達については金融機関からの借入や、社債発行による方針であります。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程に基づき、与信管理の徹底による不良債権発生の未然防止を主眼に運用しております。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し管理しております。

借入金及び社債は、運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、大部分は固定金利の借入金及び社債であるため、金利の変動リスクはありませんが、変動金利の借入金については、金利の変動リスクに晒されております。また、変動金利の借入金のうち、一部の長期借入金については、支払金利の変動リスクを回避し、支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。また、為替リスクを回避する目的で外貨建ての借入を行っております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引、外貨建ての営業債権債務及び、外貨建予定取引に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約を必要に応じて利用しております。

なお、デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規定に従って行っております。また、デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

③金融商品の時価等に係る事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑵金融商品の時価等に関する事項

平成28年９月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注）２参照）。

（単位：百万円）

区　分	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
⑴現金及び預金	22,241	22,241	―
⑵受取手形及び売掛金	32,790		
貸倒引当金（※１）	△240		
差引	32,549	32,549	―
⑶有価証券及び投資有価証券	330	330	―
資　産　計	55,122	55,122	―
⑴支払手形及び買掛金	17,112	17,112	―
⑵設備関係未払金	8,521	8,521	―
⑶短期借入金	2,329	2,329	―
⑷長期借入金（※２）	7,507	7,577	69
⑸社債（※３）	3,270	3,293	23
⑹リース債務（※４）	26,836	27,071	234
負　債　計	65,578	65,906	328
デリバティブ取引（※５）	△62	△62	―

（※１）受取手形及び売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

（※２）１年以内に期限が到来する長期借入金を含めて表示しております。

（※３）１年以内に償還予定の社債を含めて表示しております。

（※４）１年以内に期限が到来するリース債務を含めて表示しております。

（※５）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△（マイナス）で示しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

⑴現金及び預金、⑵受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑶有価証券及び投資有価証券

投資有価証券の株式の時価については、取引所の価格によっております。

負　債

⑴支払手形及び買掛金、⑵設備関係未払金、⑶短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑷長期借入金、⑸社債、⑹リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を同様の契約を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は、金利スワップの特例処理の対象とされており（下記デリバティブ取引参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引金融機関等から提示された価格に基づき算定しております。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記、負債⑷長期借入金　参照）。

（注）２．非上場株式（連結貸借対照表計上額76百万円）、並びに子会社株式及び関連会社株式（連結貸借対照表計上額204百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産⑶有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

５．賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため注記を省略しております。

６．企業結合等関係

取得による企業結合

⑴企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称　　SKYREACH GROUP HOLDINGS PTY LTD

事業の内容　　高所作業機のレンタル事業

②企業結合を行った主な理由

SKYREACH GROUP HOLDINGS PTY LTDはオーストラリア　クイーンズランド州に本社を置き、高所作業機のレンタル事業を、同国の東海岸にて展開しております。当社といたしましては、既に公表済の中期経営計画『Toward 2017』の基本方針の１つとして掲げている『海外事業拡大』の一環として、同社の株式を取得し、子会社としました。

③企業結合日

平成28年４月１日（株式取得日）

平成28年３月31日（みなし取得日）

④企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤結合後企業の名称

SKYREACH GROUP HOLDINGS PTY LTD

⑥取得した議決権比率

企業結合日前に所有していた議決権比率　　0.0%

企業結合日に追加取得した議決権比率　　80.0%

取得後の議決権比率　　80.0%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社がSKYREACH GROUP HOLDINGS PTY LTDの議決権の過半数を所有し同社を支配するに至ったためであります。

⑵連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

平成28年４月１日から平成28年６月30日まで

⑶被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	1,810百万円
取得原価		1,810百万円

⑷主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等　　13百万円

⑸発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれんの金額

476百万円

②発生原因

企業結合日の純資産が取得原価を下回ったため、その差額をのれんとして認識しております。

③償却方法及び償却期間

５年間にわたる均等償却

⑹企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	659百万円
固定資産	3,307百万円
資産合計	3,966百万円

流動負債	466百万円
固定負債	1,808百万円
負債合計	2,274百万円

⑺企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	1,682百万円
営業利益	28百万円
経常利益	△26百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	0百万円

(概算額の算定方法)

企業結合が当連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算出された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響額の概算額としております。

また、持株会社であるSKYREACH GROUP HOLDINGS PTY LTDが設立前であったため、当該株式の取得により子会社となった事業会社の連結決算数値を記載しています。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

７．１株当たり情報に関する注記

⑴１株当たり純資産額	2,687円91銭
⑵１株当たり当期純利益金額	258円90銭

８．重要な後発事象

該当事項はありません。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項

⑴資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法によっております。

②デリバティブ……時価法によっております。

③たな卸資産

商品……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。なお、一部の商品については最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

貯蔵品……最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

⑵固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）……定率法を採用しております。なお、平成10年４月１日以降に取得した建物（貸与資産として計上されている建物を含む）及び平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は、以下のとおりであります。

貸与資産　　２～10年

建物　　７～50年

②無形固定資産（リース資産を除く）……定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

③リース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取決めがある場合は当該残価保証額）とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年９月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

④長期前払費用……均等償却を行っております。

⑶外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑷引当金の計上基準

①貸倒引当金……債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により回収不能見込額を計上しております。また、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金……従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当期対応額を計上しております。

③役員賞与引当金……役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当期対応額を計上しております。

⑸収益及び費用の計上基準……ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

⑹ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法……繰延ヘッジ処理によっております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……金利スワップ、為替予約

ヘッジ対象……借入金利息、外貨建金銭債権債務、外貨建予定取引

ヘッジ方針……金融資産及び負債に係る為替変動や金利変動等のリスクを回避すると共に、調達コストの低減を目的としてデリバティブ取引を行う方針であり、投機目的のデリバティブ取引は、行わない方針であります。

ヘッジ有効性評価の方法……ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。特例処理及び振当処理を行っているものは、相場変動及びキャッシュ・フロー変動を相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の判定は、省略しております。

⑺のれんの償却方法及び償却期間
のれんの償却については、その効果の発現する期間にわたって均等償却を行っております。ただし、金額的に重要性のないものについては発生年度に一括償却しております。
⑻その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の処理方法……税抜方式によっております。
⑼会計方針の変更
①企業結合に関する会計基準等の適用
「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。
企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項（４）及び事業分離等会計基準第57－４項（４）に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。
これによる計算書類に与える影響はありません。
②平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用
法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物付属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。
なお、当事業年度において、計算書類に与える影響は軽微であります。

２．貸借対照表に関する注記

⑴有形固定資産の減価償却累計額	105,230百万円
⑵関係会社の仕入債務等に対する債務保証	
ニシオレントオール神奈川㈱	103百万円
ニシオレントオール北海道㈱	85百万円
ニシオワークサポート㈱	12百万円
新トモエ電機工業㈱	3百万円
SKYREACH GROUP HOLDINGS PTY LTD	1,655百万円
合計	1,861百万円

⑶関係会社に対する金銭債権・債務

	短期	長期
債権	5,594百万円	2,738百万円
債務	335百万円	32百万円

３．損益計算書に関する注記

⑴関係会社に対する売上高	3,770百万円
⑵関係会社からの仕入高	1,826百万円
⑶関係会社との営業取引以外の取引高	1,695百万円

４．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の数	359,058株

５．税効果会計に関する注記

⑴繰延税金資産の発生の主な原因

少額償却資産	154百万円
固定資産評価損	48百万円
関係会社株式評価損	341百万円
貸倒引当金	46百万円
未払事業税	79百万円
賞与引当金	334百万円
賞与引当金に係る社会保険料	55百万円
資産除去債務	142百万円
前受金	92百万円
その他	80百万円
繰延税金資産小計	1,375百万円
評価性引当額	△595百万円
繰延税金資産合計	780百万円

⑵繰延税金負債の発生の主な原因

資産除去債務に対応する除却費用	△88百万円
完全支配法人間取引の譲渡損益調整資産	△10百万円
その他有価証券評価差額金	△19百万円
繰延税金負債合計	△118百万円
繰延税金資産の純額	662百万円

⑶法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は平成28年10月１日及び平成29年10月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については32.2%から30.8%に、平成30年10月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については32.2%から30.6%に変更されます。

この税率変更による当事業年度の計算書類に与える影響は軽微であります。

６．リースにより使用する固定資産に関する注記（貸借対照表に計上したものを除く）

⑴当事業年度の末日におけるリース物件の取得価額相当額及び減価償却累計額相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額
貸与資産	1,039百万円	969百万円

⑵当事業年度の末日におけるリース物件の未経過リース料相当額

１年内	72百万円
１年超	－百万円
合計	72百万円

７．関連当事者との取引に関する注記

⑴親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

⑵役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

⑶子会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）
子会社	ニシオティーアンドエム㈱	大阪府高槻市	207	トンネル・ダム工事用機械の賃貸及び販売	所有直接 100.00
子会社	西尾開発㈱	大阪市中央区	10	当社グループ内の不動産の運営管理	所有直接 100.00

関係内容		取引の内容	取引金額（百万円）	科　目	期末残高（百万円）
役員の兼任等	事業上の関係				
兼任２人	建設機械等の賃貸借及び仕入・販売	資金の貸付（注）	2,542	短期貸付金	384
				長期貸付金	1,361
兼任１人	損保代理及び不動産・福利厚生施設の管理	資金の貸付（注）	1,715	短期貸付金	1,700
				長期貸付金	406

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）貸付金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

８．１株当たり情報に関する注記

⑴１株当たり純資産額　2,493円27銭

⑵１株当たり当期純利益金額　214円18銭

９．重要な後発事象

該当事項はありません。